

平成30年度狩猟免許試験のご案内

狩猟をしようとするためには、住所地の都道府県知事が行う狩猟免許試験に合格し、狩猟免許を取得する必要があります。

岩手県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許を次のとおり行います。

第1 狩猟免許の種類

- (1) 網猟免許
- (2) わな猟免許
- (3) 第一種銃猟免許（装薬銃）
- (4) 第二種銃猟免許（空気銃）

第2 試験の日時及び場所

日 時	場 所	申請受付期間	備 考
平成30年7月15日(日) 9時から17時まで	盛岡市 国立大学法人 岩手大学学生センター※1	平成30年5月28日(月) から6月29日(金)	※2
平成30年9月9日(日) 9時から17時まで	釜石市 釜石地区合同庁舎※3	平成30年7月23日(月) から8月24日(金)	※4 わな猟免許及び 第一種銃猟免許に限る。
平成30年12月9日(日) 9時から17時まで	紫波郡 岩手県消防学校※4 矢巾町	平成30年10月22日(月) から11月22日(木)	※5

※ 試験当日の施設内への立入りは8時30分以降です。

※1 住所：〒020-8550 盛岡市上田3丁目18番8号

※2 試験会場に駐車場がありませんので、公共交通機関を利用し、自家用車で来場は御遠慮ください。

※3 住所：〒026-0043 釜石市新町6-50

※4 試験会場の駐車場に限りがありますので、公共交通機関を利用するか、乗り合わせで来場ください。

※5 住所：〒028-3602 紫波郡矢巾町大字藤沢第3地割117番地の1

第3 試験内容

狩猟免許試験は、①知識試験、②適性試験、③技能試験の計3種類からなり、知識試験は三肢択一の問題となっています。

知識試験・技能試験は70%以上の得点、適性試験は全ての項目について基準を満たせば合格です。

(1) 知識試験

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護
- ウ 管理に関する知識

(2) 適性試験

- ア 視 力
- イ 聴 力
- ウ 運動能力

(3) 技能試験

- ア 猟具の取扱い
- イ 鳥獣の判別
- ウ 距離目測（第一種銃猟免許・第二種銃猟免許のみ）

第4 受験手数料

網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許とも各1件 5,200円（ただし、他種免許所持者は3,900円）を、岩手県収入証紙で納付してください。

なお、納付された受験手数料は、返金できません。

第5 受験手続提出書類

次の書類を、申請受付期間内に住所地を所管する広域振興局保健福祉環境部（保健福祉環境センターの所管区域にあっては、保健福祉環境センター。以下同じ。）に提出してください。

提出書類	提出部数	備 考
狩猟免許申請書	1部	様式第12号（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則）
写 真	1枚	6ヵ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。
受 験 票	1枚	裏に上記の写真を貼り、表に住所、氏名を記載し、62円切手を貼付してください。 ただし、受験票の封書による返送を希望する者は、市販の定形封筒の表に住所、氏名を記載し、82円切手を貼付したものを提出してください。
本人確認書類の写し	1枚	運転免許証等の顔写真付きで、現住所が確認できるもの
返信用封筒及び切手 （狩猟免許の郵送を希望する方のみ）	1式	市販の角型2号封筒の表に住所、氏名を記載し、朱書きで「簡易書留」と記載して提出してください。併せて、返信用切手450円を、封筒に貼付せずに提出してください。
医師の診断書	1部	次のア～ウに該当しない者であることが記載してある医師の診断書 ただし、銃砲刀剣所持等取締法の規定による銃砲所持許可を現に受けている者は、当該許可に係る許可証の写しを提出することとし、医師の診断書を要しない。 ア 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者 イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者 なお、改正前の法の表現による診断書（精神病患者、知的障害者、癲癇病患者又は麻薬、大麻、阿片若しくは覚醒剤の中毒者でない旨）が提出された場合でも、法の基準を満たしていることから、これを受理してもよい。 ※診断書の有効期間は、発行後3ヵ月以内とする。

第6 試験を受けることができない者

次に該当する方は、狩猟免許試験を受験できません。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては 18 歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては 20 歳に、それぞれ満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるもの（医師の診断書中、備考アに掲げる病気）にかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（前3号に該当する者を除く。）
- (5) 法又は法の命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第 52 条第2項第1号の規定により、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
- (7) 岩手県に住所を有しない者（住民票記載の現住所が岩手県でない場合も含みます。）

第7 注意事項

- (1) 次の場合は、試験を受けることができなくなるので注意してください。
 - ア 試験開始時刻に遅れた場合
 - イ 受験中無断で退席した場合
 - ウ 他の者の迷惑になるような行動等を行った場合
 - エ 不正の手段によって試験を受け、又は受けさせようとした場合
- (2) 当日は、受験票、筆記用具及び昼食を持参してください。
- (3) 受験日は、受験票に記載した日に限られます。

第8 予備講習会（初心者講習会）

狩猟免許試験の概ね1～2週間前に予備講習会を実施します。

詳細は、（公社）岩手県猟友会Tel019-622-2358にお問い合わせください。

第9 申込み先・問い合わせ先

申込みは、住所地を所管する広域振興局保健福祉環境部となります。

問合せは、岩手県環境生活部自然保護課（019-629-5371）又は申込み先までご連絡をお願いします。

申込書類（狩猟免許申請書、受験票、診断書）の郵送による取り寄せを希望する場合は、市販の角型2号封筒の表に住所、氏名を記載し、120円切手を貼付したものを、住所地を管轄する広域振興局保健福祉環境部へ提出してください。ただし、郵送による申込みは受け付けませんのでご注意ください。

申込み先（問合せ先）	所管地区	電話番号
盛岡広域振興局保健福祉環境部	盛岡地区	019-629-6563
県南広域振興局保健福祉環境部	奥州地区	0197-48-2422
県南広域振興局花巻保健福祉環境センター	花巻、北上、遠野地区	0198-22-4921
県南広域振興局一関保健福祉環境センター	一関地区	0191-26-1412
沿岸広域振興局保健福祉環境部	釜石地区	0193-27-5523
沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター	宮古、岩泉地区	0193-64-2218
沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター	大船渡地区	0192-27-9913
県北広域振興局保健福祉環境部	久慈地区	0194-53-4987
県北広域振興局二戸保健福祉環境センター	二戸地区	0195-23-9206